

第5回札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成 17 年 6 月 17 日 (金) 15:00 ~
場 所 : 環 境 プ ラ ザ 環 境 研 修 室

札幌市環境局

1. 開 会

黒河課長 定刻となりましたので、ただいまから第3次札幌市環境影響評価審議会第5回会議を開催いたします。

初めに、本日の出席委員数でございますが、古市委員と山舗委員の2人が欠席されておりますが、13名の委員がご出席でございます。過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをまずご報告申し上げます。

また、本市では、地球環境問題の取り組みの一つといたしまして、省エネルギー、事務効率の向上を図るということで、6月1日よりノーネクタイエコスタイルということで積極的に取り組んでいるところでございます。

本日は、そのようなことでご理解をお願い申し上げたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、環境局理事の原田泰明よりごあいさつを申し上げます。

原田理事 環境局理事の原田でございます。

今、黒河課長からも申し上げましたとおり、エコスタイルというものをやっております、このような身なりで失礼をさせていただきたいと思います。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中を本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、多くの委員の皆様には、真駒内滝野霊園違反行為の原状復旧の状況をご視察いただきまして、ありがとうございました。

本審議会は、平成17年度の第1回審議会でございます。昨年は、9月からことしの1月にかけて、真駒内滝野霊園拡張事業についてご審議をいただきました。審議の最中に事業者が違反行為を犯すということがありまして、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたけれども、熱心なご議論をしていただき、また審議会としてのご意見をいただきました。これを踏まえて、先日、事業者から真駒内滝野霊園拡張事業環境影響評価書が提出されまして、公告・縦覧も終わり、一つの区切りをつけることができました。

本日は、市長意見がどのように評価書に取り込まれたか説明をさせていただきますとともに、ご迷惑をおかけしました違反行為の原状復旧状況についてもご説明をさせていただきますと思っております。

また、(仮称)屯田・茨戸通に係る環境影響評価につきましては、この夏にもご審議をいただくこととなる見込みでございます。その節には、また忌憚のないご意見を賜り、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

2. 新任事務局員紹介等

黒河課長 本年4月の人事異動によりまして事務局の方に異動がございました。ごあい

さつを申し上げます。

環境都市推進部長の高宮則夫でございます。

高宮部長 高宮です。どうぞよろしく申し上げます。

黒河課長 ごあいさつがおくれて申しわけございません。私は、環境マネジメント担当課長の黒河でございます。本日の司会を務めます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会の内容でございますが、真駒内滝野霊園拡張事業に係ります環境影響評価書が、先日、公告・縦覧されてございます。審議会答申を踏まえた市長意見がどのように評価書に反映されているかをご説明申し上げたいと思っております。さらに、審議会の方からのご要望を受けまして、本案件の隣接地で行われました違反行為の原状復旧の顛末につきましてご説明を申し上げます。最後には、事務局から、本年度の審議会スケジュールについてご連絡を申し上げたいと思っております。

それでは、議事に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。

お手元に、資料1として、第3次環境影響評価審議会の名簿を準備してございます。資料2として、準備書に記載した内容に関する変更点一覧ということで、A4横のタイプでございます。資料3としまして、これはA4縦の1枚でございますけれども、真駒内滝野霊園拡張事業計画の隣接地における違反行為の原状復旧についてということで、事の顛末についての一覧表を用意してございます。最後に、資料4としまして、平成17年度審議会スケジュールを用意させていただいております。それから、資料としてではなくて、参考としてお手元の方にもう一つ、審議会からいただきました真駒内滝野霊園拡張事業に係ります答申の写しを参考までに配付させていただいております。

落丁等はございませんでしょうか。

よろしければ、これより、議事の進行を渡辺会長をお願いいたしたいと存じます。

渡辺会長、よろしく申し上げます。

3. 議 事

渡辺会長 それでは、早速、議事を始めます。

本日の議事は、真駒内滝野霊園拡張事業についてでございます。

まず、事務局から報告をお願いいたします。

黒河課長 説明させていただきます。

まず初めに、5月10日に社団法人中央公益札幌より公告・縦覧されておりました真駒内滝野霊園拡張事業環境影響評価書は、審議会に先んじまして委員の皆さんに送付をさせていただいておりますが、これにつきましてご説明を申し上げます。

お手元の資料2を用いましてご説明させていただきたいと思えます。

表の真ん中付近でございますけれども、準備書の記載事項と、それに対する評価書の記載内容を新旧対照ができるような形で整理をさせていただいております。変更部分には下線を引いてございます。市長意見につきましては、要約書の39ページに事業者の見解と

ともに記載されております。

それでは、資料2の説明に入らせていただきます。

まず初めに、水環境について、市長意見を受けての変更点をご説明いたします。

資料2の左側にナンバリングをしておりますが、この1番から4番までに相当する部分でございます。

市長意見におきましては、準備書に記載されている防災調整池では濁水処理機能を持たないと考えられたため、工事濁水処理の適切な方策を検討し、評価書への記載を求めたことがございました。

これに対しまして、沈砂機能付きの仮設の調整池を小流域ごとに19カ所設置いたしまして、濁水処理を行うことに直してございます。このことに伴う、造成工事中の降雨に伴う流出濁水のSS濃度の予測をやり直しております。

これによる予測評価結果でございますけれども、放流水のSS濃度は1工区出口で最大33mg/L、2工区出口で最大41mg/Lとなりました。放流基準の150mg/L以内であり、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているとの評価結果の記載には変更がございません。

次に、5番目から7番目でございます。

これは浄化槽の関係でございます。

既存の霊園施設には浄化槽が設置されていましたが、準備書にその記載が漏れていたため、放流方法、水質調査結果の記載を求めるとともに、環境影響のピークを把握するため事後調査の実施を求めてございます。

これに対しましては、水質汚濁の主要な発生源の状況の表に、新たに浄化槽に基づく事業場として、厚別川に排出しているもの11カ所、山部川に排出しているもの1カ所を追記してございます。また、それに伴って、厚別川に排水している事業所の数を11カ所から22カ所に、山部川に排出している事業所の数を0から1カ所にそれぞれ増加、訂正してございます。

事後調査の実施につきましては、山部川の水質調査並びにエゾサンショウウオとニホンザリガニの生息状況把握を行うことが新たに記載されました。この中で、既存の浄化槽から山部川への排水経路と現況の山部川の水質調査結果が記載されたところでございます。

次に、ナンバリングの8番目から17番目まででございますが、意見の中で、良好な水環境が維持されている山部川源流部の水量減少や周辺域の乾燥を避けるため、雨水の地下浸透や蒸散防止の検討を求めております。

これに対しましては、貴重な底生生物でありますニホンザリガニの予測結果部分に、準備書に記載されておりました森林の面的残置や墓所を芝地とすることのほかに、「法面等への高木類の植栽」、「透水性の舗装」、「雨水浸透ますの採用」の3点の新たな保全対策を追加記載しております。

同様の記載が、イトモの予測結果の部分、タマミクリの部分、ニホンザリガニの特殊性

の予測結果の部分、それから水辺環境への影響の部分、一次消費者への影響の部分、高次消費者への影響の部分、環境影響の総合的な評価のニホンザリガニ、イトモ、タマミクリの部分の合計 8カ所でございます。

また、ニホンザリガニの特殊性の部分では、準備書の方に「浸透水の確保」と表記されていたところを「水量の確保」という文言に改めております。

以上が水環境に関する事項でございます。

続きまして、動植物についての市長意見に対する変更点に移りたいと思います。

市長意見におきまして、当地域本来の姿である針広混交林の復元が図られるようにということで、残置森林や造成森林の長期管理計画書の作成、そして、その提出を求めています。

これにつきましては、評価書とは別に、去る 3月30日に事業者から計画書の提出を受けまして、委員の皆様にも送付をさせていただいたところでございます。

クマゲラなどの鳥類や地表性の動物の移動、生息に配慮して樹林の連続性、営巣及び採餌環境の保全についての検討を求めたことに対しましては、先ほど申し上げました森林の長期管理計画の中で、第2工区内のクマゲラ営巣環境として保全したトドマツ人工林と連続性を確保するために、隣接する人口草地にトドマツ林を再生することとしてございます。

次に、ナンバリングでいきますと18番から20番の3項目でございます。準備書の方にコウモリ類の調査方法とその結果が不足していたため、評価書への記載を求めたことがございました。

これにつきましては、評価書の調査方法を詳細な記述に改めるとともに、コウモリ類は確認されなかったとの調査結果を新たに記載しております。

次に、ナンバリングの21番から26番でございます。

クマゲラの営巣行動が確認された場合は、専門家の指導、助言を得ながら適切な措置を講じることを求めています。

これに対しまして、工事実施期間の配慮の記述の部分でございますが、平成17年から21年までの5年間、3月から8月まで毎月1回、事業予定地内のクマゲラの営巣可能木があったトドマツ人工林を主体とした観察調査を行い、クマゲラの営巣行動が確認された場合は、専門家の指導助言を得ながら営巣箇所周辺において工事を中断すると改めております。同様の変更が評価書の中で3カ所ございます。

また、クマゲラにかかわる事後調査を実施する時期については、準備書では平成18年と平成20年の繁殖前期に2回としてございましたが、これを平成17年から平成21年までの5年間、3月から8月まで毎月1回に記述を変更してございます。

次に、ナンバリングの27番から28番の2項目でございます。

アカミノルイヨウショウマとフタバランの移植につきまして、移植先での活着と生育が確実でないため、専門家の指導助言のもと、事前調査を行った上で実施するよう求めていますことには、アカミノルイヨウショウマ及びフタバランの環境保全措置の部分に、

専門家の指導助言のもと、十分な事前調査を行うことが期待されております。

以上が動植物に関する調査でございます。

続きまして、ナンバリング29番から30番の景観に関する事項でございます。

市長意見におきまして、周辺環境と調和するよう事業予定地の森林を充実させるとともに、遮へいのための樹種選定と植栽計画の再検討を求めています。

これに対しましては、景観に対する環境保全措置の記載内容を改めております。

この絵につきましては、先ほど説明いたしました森林の長期管理計画書の記載に基づくものでございますが、残置森林につきましては、樹高20メートル前後の高木林であり、周辺景観との調和を考慮して森林管理を行うことによって樹高を維持すること。造成森林については、国営滝野すずらん丘陵公園からの景観に配慮し、遮へい効果の確保とのり面の画一化を避けるための自然的な植栽としたいということ。園路沿いの街路樹につきましては、外周路と斜面横断方向の植栽を高木類で行うこととなっております。

最後に、事後調査に関する事項でございます。

ナンバリングでは31番から33番に相当いたします。

市長意見の中では、水環境、森林の管理、動植物、景観、交通問題につきまして、工事竣工後の経年変化が把握できるような事後調査を行うことを評価書に記載するよう求めています。

これに対しましては、別途、これらの事後調査を実施することが評価書に記載されております。

水環境につきましては、先ほど山部川への浄化槽排水の放流の追記についての部分で説明したとおりでございます。

森林管理につきましては、平成22年の春から秋に森林管理モニタリング調査を行うことを新たに記載しております。これは、森林の長期管理計画書に基づくものでありまして、モニタリングの結果に基づき、その後の森林管理方法を検討することとなっております。

景観につきましては、平成20年、22年、25年、28年のそれぞれ夏期に、滝野すずらん丘陵公園の展望台から写真撮影をして、眺望、景観を把握することを新たに記載しております。

交通問題につきましては、当然、予想される交通混雑に対して、供用後の墓参車両の誘導、墓参者への混雑状況の提供及び墓参者の輸送方法等について毎年検討し、交通混雑対応計画を作成することにより、事業者として交通混雑の低減に努めるものとしてございます。

また、交通量の測定と混雑状況の写真撮影等を、霊園正面入り口交差点につきましては平成18年から平成35年まで毎年行いまして、平成18年、21年、24年には、正面入り口のほか、東側の入り口や、国道453号線と道道真駒内御料線との交差点を含めて3地点について行いまして、調査結果をもとに、その後の調査継続の必要性を検討するというを新たに記載してございます。

これら事後調査につきましては、事業者が札幌市長へ提出することとなっておりますので、市長を通じてこの審議会に提出されることとなります。

なお、交通問題につきましては、本審議会より出された市長への要望書にも一部含まれてございます。このことについては、後ほどご説明を申し上げたいと思います。

以上が市長意見に基づく変更点の33点でございます。

資料2につきましては、それに引き続きまして、事業者みずからの判断に基づく変更点を18点記載してございます。これは、環境影響評価に当初予定していたよりも時間がかかったということで、工事遅延に伴います工事工程の見直しが1点です。それから、報告書、これについては提出期限が明示されておりましたが、これが自主的に具体的な提出期限の記載をしております。これが3点ございます。

それから、今年の台風18号でクマゲラの営巣可能木が中折れしてしまったということで、これに伴います記載の変更を余儀なくされております。その変更が9点です。

それから、廃棄物の関係でございますが、一部、産業廃棄物扱いになるものがあるという指摘が所管部局からございました。事業系の一般廃棄物と産業廃棄物の区分の誤りの訂正ということで5点ございますが、これにつきましては、環境配慮の後退ということではございません。したがって、それぞれの変更内容の説明については省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、審議会からの要望書につきましてご説明を申し上げます。

審議会からは、このたび市長に3点の要望書が提出されております。記載されておりました内容としましては、交通問題について、周辺環境について、事業者への対応についてということでございます。

1点目は、交通問題についてでございます。

これにつきましては、交通混雑により、地域住民生活への影響を緩和するため、道路構造の検討、道路標識及び信号の設置など適切な交通対策を検討すべきというご要望でしたので、関係部局でございます建設局管理部と道路維持課並びに南区土木部維持管理課に、要望書の写しを送付するとともに、このことについて配慮するよう私どもの方から文書にて通知をしてございます。

2点目は、周辺環境にかかわる部分でございます。

今回の案件の事業計画地の周辺におきまして、良好な環境が保たれるよう努力すべきであるというご要望でしたので、環境部局でございます環境局緑化推進部緑の保全課に、同じく要望書の写しを送付するとともに、このことに配慮するよう文書にて通知し、お願い申し上げたところでございます。

3番目は、事業者への対応でございます。

これにつきましては、事業者が墓園管理におきまして緑地を違反に埋め立てたということに対し、この違反行為による計画地への環境影響の懸念が完全に払拭されるまでは本案件の事業を着手させてはならないと考えるのご要望でございました。これにつきまして

は、顛末をご説明させていただきます。

お手元の資料3、真駒内滝野霊園拡張事業計画隣接地における違反行為の原状復旧ということで、違反行為からこれまでの顛末について一覧表に整理してございます。

事業者、それから法令、市条例に基づきます所管部局の対応、それから環境影響審議会の対応、市長の対応、それぞれにつきまして縦に流れるように時系列にしてございます。

当該工事につきましては、既に専門部会及び審議会の本会議の中で取り上げられておりますが、改めてご説明いたします。

まず、本行為の概要でございます。

平成16年11月5日から12日にかけて、事業者が既存の墓所造成により発生した工事残土約5,000立法メートルと購入土約1,000立法メートルの合計6,000立法メートルの土砂を、今回のアセスメント対象事業地に隣接いたしますくぼ地に、面積としましては約3,300平方メートルに埋め立てを行ったものでございます。

本来であれば、森林法及び札幌市緑の保全と創出に関する条例の規定に基づき、あらかじめ北海道知事、それから札幌市長の許可を受けなければならない行為であるにもかかわらず、無許可で行われたものでありまして、森林法の開発行為及び緑の保全と創出に関する条例の現状変更行為に違反するものでございます。

このことを受けまして、法と条例を所管する部局から、事業者及び行為者に行政指導及び処分が行われております。

まず、森林法を所管する石狩支庁経済部林務課からは、行政指導としまして、昨年12月10日に中止勧告、嚴重注意が出されており、復旧計画書、始末書、確約書の提出を求めています。これらにつきましては、1月14日に事業者から受理をしております。

次に、札幌市緑の保全と創出に関する条例の関係でございますが、所管しております環境局緑の保全課 現在はみどりの管理課と名称変更になっておりますが、こちらからの行政指導としまして、昨年12月24日に復旧計画書を含む始末書の提出を求めています。これにつきましては、1月13日に事業者から受理をしております。

その行政処分として、1月28日になりますが、行為の停止並びに復旧を命じてございます。

このうち、復旧命令につきましては、土砂の搬出を2月20日までに、植栽につきましては5月31日までに完了することとしております。

さらに、条例違反者として、その氏名と行為の内容を札幌市のホームページに掲載することで公表いたしました。

続きまして、環境影響評価審議会での経過でございますが、12月22日に開催されました第3回の専門部会で、事業者から直接行為の説明を受けております。

本件につきましては、今回の環境影響評価の対象事業地の外での行為であり、評価の手續に直接的な関係がありませんでしたので、制度上、審議を中断することはできないものでございました。しかしながら、事業者との信頼関係を前提として、これまで審議を行っ

ていただいていた中、このような信頼関係を損なう行為に対しまして、専門部会の委員の皆様からは厳しいご指摘を受けたところでございます。

また、専門部会の検討報告書を超える問題として、この件につきましては部会長から会長あてに懸案事項として提出され、本会議に審議をゆだねることになりました。

1月14日に開催されました第4回本会議において詳細にご審議をいただいた結果、1月31日に審議会会長から市長あてに要望書が提出されまして、今回の違反行為を精査し、全容が解明され、この違反行為による計画地への環境影響の懸念が完全に払拭されるまでは本案件の事業を着手させてはならないと考えるとの要望を受けてございます。

また、あわせて、このことにつきまして、「市民の皆さんへ」という通知文を市のホームページ上に掲載してございます。

市長は、審議会会長からの要望書を受けまして、2月10日に事業者あてに準備書に係る附帯意見書を提出しておりますが、この中で、「復旧工事の速やかな実施、復旧工事における環境配慮を指示するとともに、この違反行為による拡張事業計画地への環境影響の懸念が完全に払拭されたかどうかについて、札幌市環境影響評価審議会としても確認する必要がある」ことから、この確認が済むまでは拡張工事に着工しないことという事を指示してございます。

事業者からは、この市長の指示内容を確実に履行するという見解書を、2月24日に市長に提出してございます。

最後に、違反行為現場での復旧工事についてご説明申し上げます。

復旧は、市の緑の保全課の復旧命令に従い進められまして、2月19日に土砂6,000立法メートルの搬出を終え、5月27日に949本の植栽、そして1,118平方メートルの張り芝が行われたところであります。

この復旧工事の完了検査につきましては、5月31日に札幌市みどりの管理課が、6月1日には石狩支庁林務課がそれぞれ実施しておりまして、適正に施工されていることを確認しております。

なお、この当該地でございます植栽の部分4,647.6平方メートルにつきましては、事業者から札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく保全樹林地登録の申し出があり、6月7日にその登録が行われておりまして、今後、原則として2次開発ができないものとなっていることを申し添えます。

以上が、本件に関する顛末並びに事業者の対応状況でございます。

渡辺会長 ありがとうございます。

それでは、本日、この審議会に先立ちまして、太田部会長を初め9名の委員が現地を視察されたということでございますので、太田副会長から現地の状況について説明をお願いいたします。

太田副会長 それでは、委員9名で現地を視察してまいりましたので、報告いたします。

まず、盛り土につきましては、搬出されていまして確認いたしました。

その後の処理でありますけれども、現地の土質が火山灰でございまして、沢地であるために傾斜が強く、雨水による進出のおそれのある法面1, 118平方メートルには張り芝がなされておりました。また、沢地全体につきましては949本の苗木が植栽されておりました。さらに、降雨時の濁水の流出を防ぐためにウッドチップが全面に敷き詰められておりました。

また、949本の苗木の選択につきましては、私どもがアセスメントを行いまして、今、アセスメントされております開発地域の保全緑地に隣接する地域でありますことから、この緑地と一体性を保つためにトドマツ、ミズナラ、イタヤカエデ及びシナノキが選ばれておりました。将来的には針葉樹と広葉樹の混交林となるような配慮がなされておりました。

このようなことから、将来的には原状復旧がなされるよう十分な環境保全措置がなされていたのではないかと考えられます。

以上でございます。

渡辺会長 ありがとうございます。

ご存じのとおり、市長答申にあわせて要望書を提出しております。事業者の対応についてということではありますが、要望書では、今回の違反行為を精査し、全容が解明され、その違反行為による計画地への環境影響の懸念が完全に払拭されるまでは本案件の事業を着手させてはならないというふうになっておりましたけれども、ただいま現地を調査された太田副会長からの報告がございました。今の報告、あるいは現地に行かれたわけですが、そういうことから我々が出した要望が履行されたということを確認されたということによろしくございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

渡辺会長 それでは、ただいまのご報告をもちまして、私どもの要望書の内容が完全に履行されたということを確認したということにいたします。ありがとうございます。

それでは、今までの事務局からのご報告、あるいは太田副会長の現地調査についてのご報告につきまして、何かございますでしょうか。

かなり長期間にわたって非常に熱心な審議をいただきましたけれども、きょうで終わりということでございます。

石川委員 よろしいでしょうか。今回で終わりということですから、最後に一言だけ申し上げたいと思います。

要望書の中身で進めていただくということで異論はありません。ただ、文書に残すということではなくて、この後にいろいろ報告を受けたりするようなこともあるでしょうから、そのときに、担当部局の方から指導監督をしていただければということで申し上げます。

前も言いましたように、土砂そのものを置いたのが違反行為だということは置いておいて、そのときに、もししかるべき措置がされていれば被害を起こす可能性はないのではないかと前回の本会議のときにお話ししました。実際に、植栽をしたところの下の

方を見ますと、やはり雨が降ったときに土砂が下流の沢の方に途中まで流出した跡がございました。下草がかなり生えているものですから、途中でとまっています、帰りに車を回していただいて反対側の斜面の一番下まで行ったのですが、そちらの方までは回っていませんでした。とりあえず、それなりの被害は出なかったということはわかりました。

ということで、今後、造成工事をするときには濁水等が出ないようにということをお願いして、図面上はそれなりのものが出ていますが、実際の工事の際に、例えば、今回の泥の移動についても、泥水を出そうとは思っていなかったでしょうし、そこに置いても特に問題ないだろうということで置いたのだと思いますけれども、そのときに泥が流出するということを想定していれば、違法だろうが、遵法だろうが、しかるべき措置をいただろうと思います。それがなっていなかったため泥が流出したと。

これについては、実際に工事に入ったときに、同じようにちょっと荒っぽい工事をする可能性もありますので、そのあたりは関係部局の方が見ていただければありがたいと思います。

また、ちょっと気になりましたのは、この話ではないのですけれども、車をとめた反対側のところに芝生の草を置いてあったのを皆さんごらんになったと思います。確かに、あれはごみではないのですけれども、法面の一番端のところに置いてあるのです。法面の端というのは崩れないのかという不安があるのですが、実際にその半分くらいは法面の向こう側に落ち込んでいるのです。あとは、道路までクマザサの斜面沿いに下っていくと。

ですから、そういう行為をするのと、泥が雨で流れるように置くのとは大差はないと思います。結局、ちょっと配慮が足りないのではないかとということが見てとれました。

実際に、その横のところに、去年はかなり雪が多かったので、雪をよけてそこに置いておいた。ところが、工事が始まっていたのか、今回の場所の雪もあったのかもしれませんが、雪の中はかなり泥が多くて、その泥がまた斜面の上の方に残っていて、崩れて少し斜面の方にずれ落ちているのです。

こういう状況が見受けられていまして、そういうおそれがあったので沈殿池をつくってくださいとお願いしてつくっていただいたのですが、沈殿池をつくれればいいということではなくて、そういう細かな配慮が欠けると、遵法行為であっても泥水が出ることがあるのかなと、遵法行為であってもごみが出ることがあるのかなという気がしています。

ごみの処分については、一般廃棄物としてリサイクルしますということになっているのですけれども、なぜか、積み上げてあります芝生の中に、一部、キクの花があるのです。キクの花が芝生のところに自然に生えているのかなということがわからない状況もあって、そのあたりの管理はどうなっているのだろうかということで、ちょっと不安になったところもございます。

ですから、評価書にそれなりのことは書いていますけれども、それをどうやって生かしていただくのか、事業者の方の配慮と工事を担当される方の配慮に期待しないと、いろいろ問題が起こるのかなと考えておりますので、今後、そのあたりはご配慮いただきたいと

いうお願いだけをしておきます。

渡辺会長 今お聞きしていて私も確認すべきかなと思ったのは事後調査です。資料2でいう31、32、33で、準備書には記載がなかったのですが、評価書では事後調査ということで書かれております。ただ、例えば、31の一番最後に「毎年の進捗状況を札幌市に報告する」とありまして、これは業者が報告するのでしょうかけれども、札幌市のどこに報告するという記載がないのです。それから、32についても、下から5行目に「景観の経年変化を把握するため事後調査を実施する」と書いています。それから、一番最後に「写真撮影をして眺望景観を把握することとする」と書いています。これは、事業者がやるのでしょうかけれども、やったかやらないか、それがどうだったのかということは、当然、市がそれなりに責任を持って判断するわけですね。それから、同じように、33にも「調査実施する」「必要性を検討する」とあります。

これは、多分、業者がやるのでしょうかけれども、事後調査をした結果、きちっとなっていてという確認を市のどこがするかということを決めておかないと、「これをやりました」のやりっ放しということになりかねないと思うのです。今の石川委員のお話とダブるのですが、それはどうなっているのでしょうか。

黒河課長 事後調査につきましては、私どもの環境影響評価条例の中で事後調査を義務として課したところでございますので、条例を所管しております私どもがその調査報告を受け取り、場合によっては行政指導的な、話し合いということにもなるのでしょうかけれども、そういうことは私どもの責任というふうに考えております。

それから、遵法の範囲内であっても、実際に工事をやったときに、雨が続いて調整池が土砂で埋まって、結果として滞留時間がとれなくてSS分が大量に出たということは当然考えられることとございます。そういうことを防ぐというか、そういうことを監視するために、環境影響評価条例の中で私どもは立ち入りの権限を持ってございます。したがって、毎日毎日というわけにはまいりませんが、必要に応じて、そういう意味でのお互いのチェック機能は私どもの方でやらねばならないと考えております。

渡辺会長 石川委員、そういうことでよろしゅうございますか。全体的に、今の審議会の事務局が事後調査をきちっとやるということのようです。

そのほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

渡辺会長 それでは、これで議事が終了したということになりますので、司会を事務局の方にお返しします。

黒河課長 どうもありがとうございました。

4. 事務局連絡

黒河課長 それでは、次第に従いまして、私ども事務局の方から、本年度の審議会の予定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料４の「平成１７年度審議会スケジュール(予定)」に沿ってご説明を申し上げたいと思います。

今年度は、屯田・茨戸通の環境影響評価にかかわる準備書が提出される予定でございます。これにつきましては、平成１５年の４月から５月にかけて、既に方法書が縦覧されておりました。このたび、事業者から準備書を７月下旬にも提出したいとの意向が内々で事務局の方に示されてございます。つきましては、この案件を８月にも諮問させていただきたいと考えております。

審議につきましては、準備書の内容、それから審議方法についてもあわせてご検討をいただくことになろうかと思いますが、真駒内滝野霊園と同様に部会形式にてご検討いただくことになるとは考えまして、このスケジュールの予定の中では一たんそのように記載をさせていただいております。

また、事業者から市民等の意見を受けて市長の方に見解書が出てくるのですけれども、見解書の送付の時期につきましては、事業者の都合等ということで確定できませんが、現時点では、７月下旬に準備書が公表されるということを考えますと、９月には事業者から市長の方へ見解書が送付されるだろうと考えております。仮にそういう予定をしますと、条例上、見解書の送付から１２０日以内に審議会の議を経た市長意見を公表しなければならないという定めがございますので、本案件の答申にかかわる部会からの報告や、それに基づきます本会議は１２月ころになるかなというふうに考えております。もちろん、見解書の送付に事業者が手間取った場合は後ろにずれ込むということになってまいります。

以上が本年度の審議会スケジュールの予定でございます。

なお、この新しい案件につきましては、８月にも予定いたしたい諮問後の審議のための一助となればと、現在、事務局の方で把握しております概要をご連絡申し上げたいと思います。

左肩に「取扱注意」と赤字で書かれたお手元の図面の資料でご説明を申し上げたいと思います。

名称については、(仮称)屯田・茨戸通です。

ご承知のとおり、４車線道路を北区の屯田から東茨戸までつなぐものでございまして、第４次札幌市長期総合計画に掲げられました札幌圏連絡道路の一部区間でございます。

事業者は札幌市でございまして、所管は市民まちづくり局総合交通計画部となっております。

それぞれの図面の右下に番号を振っておりますので、この番号でご説明をしていきたいと思っております。

都市計画そのものとしたしましては、延長距離は４．５キロメートルでございます。西側の追分通と花川通、それから東側の茨戸福井通については既に整備済みでございまして、現在、中沼地区につきまして整備をしている最中でございます。さらに、江別市に抜けるルートにつきましては、今、北海道がルートを検討中ということで聞いてございます。

下に行きまして、図面の2番でございますが、今回の環境影響評価の対象となりますルート並びに構造についてご説明いたします。

今回ご審議いただきたいと考えています内容ですが、まず、図の1番にございました都市計画決定される4.5キロメートルの新設部分と、既に整備が終わっております追分通と花川通の部分を新設道路につなぎ込むために道路敷地内で構造変更を行わなければならないという状況にございまして、この部分の構造変更ということがございます。それから、新琴似通につきましても、一部、構造変更を伴うということでございます。それから、真ん中よりちょっと左側でございますが、高架区間がございます。ここは、屯田4番通と新琴似第5横通、それから安春川が通ってございまして、これを高架で越す立体交差をかける予定と聞いております。それから、右手の東側でございますけれども、創成川に橋を一本かけなければならないということと、その他、取り付け道路を数カ所整備するということで、総延長は5.7キロということでございます。

めくっていただきまして、図の3番でございます。

道路の総幅員は33メートルでございます。今までの資料では35メートルという数字もございましたが、33メートルということになりまして、ほとんどが盛り土を行うということで、現況の地盤高からは若干高い道路構造になるということになってございます。

先ほどの高架部でございますけれども、上り下りの部分につきましては、コンクリート擁壁を立てて盛り土で上り下りをつくっていききたいということでございます。この部分につきましては、植樹帯がなくなりまして、総幅員としましては25メートルを予定されているようでございます。

盛り土部分の最大高さは地盤高から11メートルが予定されてございます。

5番目でございますが、既設の道路との交差の部分については橋梁にて対応したいということで、最大高さは12メートルが予定されてございます。橋梁で越すのは屯田4番通と新琴似第5横通でございます。

次に、環境調査並びに予測でございます。

対象項目としましては、6番目になりますが、生活環境としましては大気質、騒音、振動、水質。自然環境としましては動物、植物、生態系。自然との触れ合い環境としましては景観並びに触れ合い活動の場。それから、廃棄物につきましては、過去に処分場が点在してございますので、工事上、問題が生じないかどうかの調査ということになってございます。

めくっていただきまして、図面の7番でございます。

大気汚染の測定位置を載せてございますが、これは、北海道さんが持っております樽川の一般環境の大気測定局、それから花川北に自動車排出ガス測定局を設けてございます。それから、私ども札幌市の方では、篠路に一般環境の測定局を設けております。この3点のデータを活用していきたいということでございます。

騒音・振動の測定位置が8番目でございますが、全部で5ポイントで測定しているとい

うこととございます。既に住宅の張りつきがあります。屯田区画整理の端の方で、9条11丁目と12丁目とございますけれども、この付近と、いわゆる西茨戸のところと、創成川を越えた東側の篠路10条1丁目、それからもう一点が屯田町の市街化区域と調整区域の境の部分の5点で測定しておるということとございます。

自動車の大気、騒音・振動それぞれの予測位置としましては、既に住宅の面的な張りつきがございます屯田の9条11丁目の付近と、西茨戸の第1種低層住居専用地区の2カ所で予測を行いたいというふうに聞いてございます。

10番目に、水質測定位置を掲げてございます。

小河川が多いということで、4点ではかっております。これにつきましては、方法書に対して意見が2点ございました。内容につきましては、発寒川は濁りが多い川であるということで、現状水質について十分な調査が必要だというのが1点です。2点目としまして、建設時の排水、雨水流入に伴う発寒川への土砂流出を低減するような工夫の検討が必要と考えるということとございました。

これに対する評価状況等はまだ私どもも入手してございませんが、測定位置としてはこの4ポイントということで、小河川群についてデータをとっているということとございます。

1枚めくっていただきまして、水質の予測ポイントでございますが、これにつきましては、発寒川の落ち口のところで屯田川側で工事中の掘削に伴いますSS分を中心に予測評価をする予定というふうに聞いてございます。

続きまして、生物環境に係る調査位置でございます。図面の12番でございます。

今回の環境影響評価の対象エリアは、黄色のひょうたんで囲ったエリアになっております。それ以外に、石狩市側で魚介以外についての補足地点を今回設けて、そこでも調査をかけていると聞いてございます。

生物環境に係る調査の方法につきましては、やはり3点意見がございました。

一つ目が、細かく存在する水路の水生昆虫、魚類、トンボ類が生息する可能性があるの、慎重な調査を希望したい。2番目が、昆虫の調査箇所の点数の妥当性、それから、湿地など特殊な環境が確認された場合は、その環境を対象とする調査を行うべきだろう。3番目が、鳥類の生息環境の悪化の可能性があるので、生態系についてきちんと予測評価できるような調査を行ってほしい。この3点がございました。

調査地点は、今ご説明したとおりでございます。

これにつきましては、最後に調査結果として少し触れたいと存じております。

続きまして、13番でございますが、景観の予測位置でございます。これにつきましても、方法書に対して意見が1点ございまして、それは、必要な眺望点からの現況写真に路線を明示するような手法で評価を行うべきであるというものでございました。

予測につきましては、図面の位置から現況の写真に完成道路の想像図を重ねた合成写真で予測評価したいとの意見を事業者から聞いてございます。

それから、本日は図面を用意してごさいませんが、自然との触れ合い環境といたしまして、自転車道路、それから人と自然の触れ合い活動の場についても現況の調査と予測をしたい。それから、日照障害について。それから、廃棄物処分場ということで、過去に法律が整備されていなかったころにあちこちにたくさん処分場ができておりますので、その存在についても調査をしていると聞いてごさいます。

先ほど、後ほどということでお話し申し上げました動植物、生態系の関係ですが、私どもの方に貴重なものが4枚、14番から17番まで届いておりましたので、今回、情報提供をさせていただきます。

基準がそれぞれごさいますが、これにつきましては、補足の説明の方をお読みいただきたいと思ひます。

お気をつけいただきたいのは、一覧表の真ん中辺に確認状況というものがごさいますが、これが事業区域内と周辺区域という言葉になってごさいます。ここで言ひます事業区域内というのは、道路を施工する場所という意味でございまして、道路の施工場所以外のひょうたんで区切られた区域のことを周辺区域という言葉で整理してごさいますので、お間違ひのないようお願いをいたします。

環境に係る調査結果につきましては、いまだ事業者が整理中のものが多いということで、今回は余り情報提供にはなりませんでしたが、近く、準備書が提出されてくる中で明らかになるものと存じます。今のスケジュールでは、7月下旬には準備書を送付したいという意向が示されてごさいますので、先ほど資料4でもご説明申し上げましたが、早い段階で諮問をさせていただきますと考えております。

なお、この資料につきましては、準備書も提出前ですし、諮問もこれからでありますので、お持ち帰りいただいて結構でございまして、取り扱いにつきましては秘密扱いということをお願いしたいと思ひます。

スケジュール関係につきましては以上でございまして。

ただいまのご連絡につきまして、何かごさいますでしょうか。

石川委員 これから出る資料に先んじて申しわけないのですが、一番最後の屯田・茨戸の資料の17番に注目種というものがあありますが、これはどういう資料として出てくる予定なのですか。

黒河課長 注目種につきましては、生態系を考える上で、こういう種類について抜粋、明示した方がよろしいだろうという判断があつたということでごさいます。

石川委員 でしたら、同じような意見をことしの7月に言うでしょうから、事前にお伝えしておいた方がいいかなと思ひます。

確かに、イバラトミヨについては、エゾトミヨと生態的にはそれほど変わらないと思ひつつも、イバラトミヨがたくさんいるのに対して、エゾトミヨの分布がもし限られているということであれば、どういう場所にいるのかということを確認した上で、もしエゾトミヨが特殊な状況の中にいるのであれば、そういう環境の要素をピックアップしてそれに配

慮してもらいたい。ただ、エゾトミヨの方が数が少ないので、同じような場所にいたのだけれども、トミヨ類には配慮しましたということであればそれでも結構ですが、エゾトミヨまで配慮してやるか、もっと一般的なところでお茶を濁すか、そのあたりはお任せしますので、よろしくお願いします。

黒河課長 今の件につきましては、事業者の方に私どもの方から伝えたいと存じます。

松田委員 この黄色い線の根拠というのはどういうことなのですか。これを引かれたものになった考えですね。

黒河課長 これにつきましては、事業者の判断の中でという条件つきでございますけれども、道路を通して、工事、それから供用後に環境質を変えてしまう可能性のあるエリアということで、事業者の方で決定した部分だと思えます。

松田委員 わかるようなわからないような感じですが、例えば、12番の生物環境に関する調査位置というのは、要するに、この範囲の中をやるわけですね。現場に行ってみていないからわかりませんが、やけに細いところもあります。ですから、なぜ最初にこの線がありきなものがちょっとわからないのです。

渡辺会長 住宅の建っているところとか、そういうところに沿っている感じがしますね。だから、こんな細いところがあったり、広いところがあったりするのだと思えます。現地状況に合わせて引っ張っているのではないのでしょうか。

松田委員 何となくわかるような気もしますが、ただ住宅地の中を通過して、上からの航空写真だけで、同じように住宅地の中を通過している線もあります。ですから、例えば、一定の距離とか、部分的には自然条件とか、工作物の条件は確かにあると思えますけれども、どういう形で決められたかわからない調査範囲の中でやらざるを得ない理由があるのなら、その辺の説明がもう少しあっていいような気がしたので聞きしたまでです。

渡辺会長 我々審議会あるいは事務局の方で、今、松田委員が言われたような、このひょうたんのエリアのある種の根拠のようなものをつけてくださいという要望はできるのですか。

黒河課長 可能だと思えます。

渡辺会長 それでは、それが出てきた根拠に基づいて、またお願いしたいと思えます。

何らかの根拠があって引いているはずなので、今度設置される部会の際に、それをつけていただくと理解しやすいと思えます。もし可能であれば、この案件はまだかかっていませんけれども、事前の報告の中で石川委員あるいは松田委員からそういうご意見が出たということをお知らせいただき、事業者がそれにこたえていただくとスムーズに行くと思えます。

村野委員 緑のことについて伺います。

主な調査予測項目の予定のところでは生活環境、自然環境、自然との触れ合い環境ということで載っていますが、植物絡み、景観絡みかもしれませんが、緑の質と量の調査と評価予測をきっちりしてほしいと思うのです。ちょっと難しいかもしれませんが、ここ

は都市の住宅地を抱えていますので、一番重要になってくるだろうと思うのです。

具体的に言えば、街路樹とか庭ということになるのでしょうかけれども、畑地が多いとすれば、その緑もきちっと評価して、全体に緑の量を多くするような方向とか、そういったことをこの中に組み込まれた方がいいと思います。評価項目とか、そういった基準にはないかもしれないけれども、本当はそういうところが求められると思いますので、考えてほしいと思います。

黒河課長 今のお話は、緑の質と量についての測定と、施工に伴う影響、予測評価ということだと思います。それで、質と量の部分について、質は何となくわかりますが、量の部分については、札幌市長の公約に緑30%増というものがあります。ただ、何をもって緑の増と言うのかということが、随分時間をかけて議論をしても、結局、まだ結論が出ていないようなのです。その辺の量というのは、先生はどのようなイメージをお考えでしょうか。

村野委員 ボリュームと言ったらいいか、土地利用あるいは植生調査の中では面積比率で出てくるかもしれませんが、それは面的なものです。量の場合はボリュームです。樹木があれば、それが大きいとか、そういうことが量になると思います。それから、質については、より自然的な緑なのかということですね。

これは、別のところで、地球の温暖化対策で都市の中の緑もその中に算入するという大きな流れもあるので、その辺はできるだけ評価した方がいいと思います。

黒河課長 私はお約束できる立場ではございませんので、今の件については事業者の方にお伝えしたいと思います。

坂入委員 廃棄物の最終処分場の場所が不確定だということをおっしゃっていたように思いますが、最終的にはわかるのですか。

黒河課長 実は、法律が整備される以前は、例えば民地を借り上げるような形で、そこに札幌市、民間を問わず捨てていったということがついこの間までございました。その辺につきましても、過去に資料が残ってございますが、大体の調査は終わったやに聞いております。私どもも独自に調べておりますけれども、このひょうたんの範囲の中にはどうも2カ所くらいありそうということがわかっております。今回の影響評価の中では、道路の設置、工作物をつくっていくときには全くさわらない部分にございましたので、土地の改変などが伴わない場所だということで、予測評価についてはほとんどない中で終わっていくのかなと考えております。いじらないということで、今回の工事の影響はないというような整理になっていくのではないかと考えております。

長谷部委員 ちょっと教えていただきたいのですが、2図で、構造変更を何カ所か行うという話をされましたけれども、具体的にどういうことをされるのでしょうか。

黒河課長 私の持っている情報の範囲内でしかお話しできませんが、図面の2番目をご覧ください。

左下に追分通、そしてちょっと上って花川通がありまして、花川通の途中から都市計画

道路に入る形になっております。実は、この高架の部分の形状が当初考えていたものとは違うものになったと聞いております。追分も一部そうなのですが、花川の部分も、当初大きなランドデザインで考えていた道路構造といいますが、真っすぐ行く道路があって、複線に出て、そこから高架に上っていくという道路構造になっているらしいのです。私も現地は見えていないのですけれども、今回、それを単純に平面に直す工事が入るといふふうに聞いております。

高宮部長 もともとの構想の段階では、国道231号とは立体交差化しようとか、現在、新川から来ている追分通と東15丁目屯田通を立体交差化しようという構想でございました。現場に事業者が入って種々の検討をしている段階で、大規模構造物をできるだけ減らすような構造に持ってきたということです。そういう意味で、今、黒河課長は前の構造とは変更したという言い方をしたわけです。

長谷部委員 そうすると、単純な……。

高宮部長 幹線道路のところにつきましては信号つきで、川とか構造物を越える部分は立体交差の橋梁形式で行くということでございます。

長谷部委員 それから、騒音のことで、図の9で、高架の部分と橋梁の部分の2点について予測をするというお話でしたが、どういうわけか、長い距離にわたる盛り土の部分については特にしないことになっています。これは、やはりやっていただかなければならないと思っております。1点か2点はぜひやっていただきたいと思っております。

それから、土地利用形態について、今の図では主なところは耕作地になっていますけれども、これが未来永劫続くのか、あるいは、住宅地がどんどん浸食してくると環境基準の問題が出てきます。その辺はどうなのでしょう。

黒河課長 1点目の騒音の関係でございますが、創成川にかかる橋梁の部分と高架の部分については、ここは住宅地が張りついていて、市街化区域内ですから、自動車騒音にかかる騒音規制法が適用される場所でございます。これは、幹線ですから結構な騒音が出るだろうということで、基準がかかるポイントについての騒音・振動に対する予測評価、生活環境への影響を評価するポイントという考え方なのではないかというふうに思います。

それから、耕作地の部分については、市街化区域、調整区域、その辺の都市決定の問題になってこようかなと思います。将来的にも、今は調整区域ということで位置づけられております。

長谷部委員 盛り土の部分の計算については、仮に道路の盛り土のそばに住宅がなくても、盛り土から何メートルでは問題になるという典型を見るために、ここでは予測という言葉を使っていますけれども、予測例として計算をしておいていただきたいと思っております。

黒河課長 その点につきましては、承りまして、事業者の方に準備書への記載をできないかどうか申し送らせていただきたいと思っております。

長谷部委員 最後に、騒音の予測というのは交通量が非常に密接に絡みますが、この交通量の予測というのはどの程度の精度でされるのでしょうか。

高宮部長 道路網のマスタープランを作るため、パーソンとリップ調査を行っており、その中で将来の推計交通量を予測しております。今は1万8,000台ということでございます。

長谷部委員 1万8,000というのは何ですか。

黒河課長 1日当たり1万8,000台でございます。現況の交通状況やほかの事例も見てそれを延ばす形です。夜間は少なく、昼間、特に夕方や明け方はふえるということで、そういう量を予測して、そのときの騒音量としてどうかという評価になるかと思っております。時間変動込みの予測評価ということでございます。

中井委員 景観についてですが、予測位置が1カ所で、しかも限られた方向しか見ないということがよく理解できません。これは、橋梁部分もすごいのですが、11メートル近い擁壁が立つのはかなりなものです。しかも、5.7キロずっと見えてくるわけですから、例えば、人が集まる公園とか小学校とか、視点場としてとらえるところがまだあるのではないかという気がします。ですから、ここしか選ばないのはどうしてなのか、ほかになかったのかなという疑問があります。

黒河課長 その疑念につきましても、事業者の方に申し送りたいと思います。

丸山委員 個別の質問とか疑問ではないのですが、今回の事業は、民間の事業ではなくて、市が事業者である事業ですね。それを、ある事業者が受けて、ある事業者が評価書、準備書をつくっていくという工程になりますね。例えば、今出ていた幾つかの質問のうち、視点場がここでいいのかとか、黄色のひょうたんはなぜそこに線があるのかというようなことを決める段階で、事業者である市との間での約束とか、調整とか、指導とか、そういうものがどのようにどのくらいされているのでしょうか。そういう資料が別にあるのか、それを私たちはどのように理解したらいいのかということが疑問としてあります。

黒河課長 今のお話は、札幌市の事業で、その主体は民間のどこかであって、そこが考えているだろうから、市と実際にやる事業者との間でどういう話し合いや整理になっているということなのかなと思いました。

これは、都市計画決定事業ということで、専ら市がやる事業でございますので、事業者はあくまでも札幌市でございます。もちろん、それを助けるコンサルティングがついていると思いますけれども、これは札幌市の事業で、事業者は札幌市しかいません。

渡辺会長 実際に工事を行うゼネコンなどは入ってこないということですね。

黒河課長 そうですね。単なる工事業者でございます。

石川委員 先ほど、廃棄物の処分場についてはいじらない場所ということだったのですけれども、要するに、道路の工事にかかる場所の下にはないということですね。

黒河課長 そうです。

石川委員 もう一つ言うと、盛り土して圧密をかけたときに地下水に変動を及ぼす範囲でもないという理解でよろしいですか。

黒河課長 地下水に対して影響が及ぶような近傍にあるかどうかということですか。

石川委員 というのは、前に石狩の方の別件で問題になったことがあるのです。たまたま、あのあたりは谷地水で鉄分が非常に多いところで、鉄分と合わせていろいろなものが入っているのです。それで、沈殿池をつくってしゅんせつの泥を置きまして 沈殿池だけですよ、それなりの高さに積んだのですが、その圧力で圧密が起こって、鉄分と一緒にいろいろなものが周辺の排水路に流れ込んで、それが川に流出したということがあったのです。

ですから、盛り土等の影響もない、要するに、真下ということではなくて、盛り土を行って、ある程度の地盤沈下をして、圧密をかけて、それでも影響がない場所かどうかということも確認しておいていただきたいと思います。

黒河課長 私どもが得ている図面では、ちょっと離れております。ただ、今のお話は、そこが泥炭地や谷地系であった場合は、盛り土をしたがゆえに、圧密が起こって、水が押し出されて、それが周辺の地下水を汚染する結果になってしまう可能性があるということ、処分場とは別に、盛り土構造の場合はそういう問題が発生するかもしれないというふうにとらえております。

石川委員 その可能性もありますし、地下水の汚染というか、周辺の排水路を通じて川の方に出てくる可能性もあります。当然、地下水質の分析はされると思いますけれども、単純に河川の水質ということだけではなくて、やっておいた方がいいと思います。工法によっては圧密が特に起こらないこともあるでしょうから、そのあたりは建設局の方の判断にお任せしたいと思います。

黒河課長 私どもも「こうです」と言えない立場でございますので、申し送らせていただきたいと存じます。

渡辺会長 これは特殊なケースで、市がやる事業なので事前にこういう資料が出てきたと思うのです。準備書が出る前にこういうものが出てきたというのは特例みたいなもので、既に部会において議論するような話が出ていますが、それは準備書の中に記載されているかもしれないのです。もちろん、事前に伝えれば、それが調査されるかもしれませんが、これは既に相当やっているのですね。ですから、この議論をエンドレスにやるのは余り効率がよろしくないで、部会ができて、準備書が上がったところで今のような議論をされた方がいいと思います。これだけの資料の中からいろいろな意見が出て、それが反映されればいいけれども、多分、それはないと思います。もう全部調査が終わって、今は準備書をつくっているところだと思いますので、熱心な議論をしていただくのはありがたいのですが、これ以上続けていっても、あるいは、事務局に聞いてもわからないのではないかと思います。ですから、次の部会が設置されたときに、準備書の中から今言われたようなことをどんどん出していただく方がいいと思います。そこにおられる課長、部長に答えてくれといってもある種の限界があると思いますが、いかがでしょうか。

これは、もう私の仕事を離れているのです。

大原委員 その進め方について、一番初めのときに私がお話ししたと思いますけれども、

方法書が出てきて、準備書が出てきて、次の3月までには出さなければならないわけですね。そうすると、昆虫などの場合は、この方法ではだめですから、この準備書では多分だめだと思いますと言ったときに、完全に評価書は3月にはできないということになります。ですから、それをよしとして、それが手順なのだというふうに札幌市はされていますけれども、私が道の方でやったときの経験ですと、準備書ができる前に私たちの意見が出ています。

そのあたりは決めていただくしかないと思いますが、例えば、先ほどの景観の場所は1カ所ではだめで4カ所にするということがこれから間に合うのかどうか。

渡辺会長 多分、もう間に合わないと思います。

大原委員 そうですね。それで道路が札幌市にできてしまって、審議会として責任がとれるのかと言われた場合に、僕は無理だと思います。これは前にお話ししたとおりです。

渡辺会長 だから、遅いのですよ。今はまとめている最中で、もう調査が終わっているのでしょうか。そういう状況なので、基本的な進め方として、今、大原委員が言われたことを守っていただかなければならないのです。こういう議論をもっと早くやっていたら意味があるのでしょうけれども、この時期になってやっても遅いわけですね。それを少し考えていただかないと、出てきても、時間に追われて、結局はということになっているのです。

大原委員 道はそうっていないので、少なくとも、やり方だけだと私は思っています。

渡辺会長 ですから、時期の問題が非常に大きいのです。調査が終わってしまっているから今さら言ってももう遅いということなのです。そういう形で出てきているから、大原委員が言われたわけです。むしろ、この資料があるのなら、なぜもっと早く出さなかったのかということですね。

太田副会長 これは、方法書、準備書、評価書という段階を経ますよね。それで、方法書の段階ではこの審議会にはかからないので、それは言ってもしょうがないのですよ。システムのようになっていくのです。

大原委員 あとは、運用というか、説明するというところで……。

太田副会長 ですから、方法書の段階でそれなりの先生に個人的に聞くということではできるわけです。審議会にかけることができないのです。これは私が答えるべきことではないのだから……。

黒河課長 条例上は、審議会にお諮りする時期というのは明示がございません。ですから、適切な時期に審議会にお諮りするということで、事務局の方で判断してお願いするという形になってございます。

今までの考え方は、方法書の段階ではなくて、準備書でいろいろなものが出てきたときにかけるべきだという考え方です。それでいくと、今、大原委員のおっしゃったような問題というか、後戻りしたいのにできないという問題が現実的に出てくるのです。

渡辺会長 ですから、本来、この議論はないのですよね。

黒河課長 本来はあるべきではございません。

渡辺会長 準備書が出てからスタートするわけです。たまたま出てきたからこういう話になっていますが、しかし、もう今さら言ってもしょうがないということですね。ですから、もし基本のところを変えられるのであれば、やっぱり方法書の段階からやった方が効率がいいと私は思います。

太田副会長 ただ、以前いただいたチャートからいうと、方法書の段階では審議会にかからないですね。

黒河課長 かかりません。

渡辺会長 制度上はそうなのです。

黒河課長 ですから、審議会に諮問してご意見をいただいたにしても、審議会の意見として事業者に伝えるということとはできないのです。市民意見としていただくとか、形を変えて出していくということになります。

太田副会長 個人の意見として……。

松田委員 先ほど丸山委員が言われたいたことが多少関係あると思います。我々は市の委嘱でこういう仕事をしていますが、これは市が出すものですから理想的な形にしなければなりません。ですから、こういう委員会も、何か別な形ででも入って理想的な形にするというのが本来なわけです。

これは、下手をすると、市の方のもう一つの委員会と、つまり部局ごとのばらばらな行政なのです。片方は進んでいて、それをこちらで受けてという形ですね。それでは、こういう環境問題というのは回復できないので、統一的な形にして、まして市でやることから、きちっと理想的な形で進められるような方策を札幌市の中で考えていただきたいと思います。

丸山委員は、それを言いたかったのではないかと思います。

渡辺会長 そのとおりです。

深見委員 私も道で同じような立場にいるのですけれども、道の事業も、そういう意味では、アセスに行くまでは実施部がほとんど握っていますから、環境の方から声を出せる状態が余りないのです。私自身は、こういうアセスの関係でいうと、石狩井戸の関係の仕事をしていまして、経済部で工業用水をつくるという方の立場と、地盤沈下で環境の方の立場と両方つながっていたものですから、両方の苦勞をよくわかっています。

渡辺会長 要望書でも出さなければいけないですね。

松田委員 そうしないと、我々委員は単なるアリバイ的に呼ばれているのではないかとということになるわけです。

高宮部長 実は、私はこの事案の前の部長だったのです。実は、私どもはここをどうやるべきかということで悩んでいました。この審議会は、今までそういう事例がないものですから、さっき太田副会長が言いましたように、事前の打ち合わせもできる審議会であるのか、ご相談に乗れるものであるのか、これは非常に悩みました。そういった意味で、私どもはコンサルやいろいろな方とご相談しつつ、この審議会を乗り切るための準備はして

います。ですから、ここまで来て申しわけないのですが、7月末に元部下の連中がきちっと説明してくれるのではないかと思いますので、その辺でまたご意見をいただければと思います。

これは2件目で、我々環境局もいろいろ試行錯誤の中で来ておりますので、今、大原委員が言われたような問題が多分出てくると思いますけれども、次回にきちっと説明させていただきたいと思います。

渡辺会長 高宮部長は、このためにこちらの部長になられたのではないですか。

黒河課長 よろしければ、まだまだ語り足りない部分はございますでしょうけれども、次の審議会は先ほどご説明したとおりでございますので、何かお気づきの点があれば、随時、事務局の方にご連絡をちょうだいできればと思います。

渡辺会長 制度上、無理があるということであれば、次の審議会、部会の審議の中でこういう点は明らかにしなければならぬと思います。こんな時期に突然出されても、特に昆虫の調査は時期を逸すればまた1年かかってしまう、あるいはもっとかかるものもあるかもしれません。ですから、せっかくこういう審議会ができているのであれば、有効に機能するように、もっと早い段階でできるように変更すべきではないかというような要望書を入れた形で出すべきかなと思っております。ですから、次の部会の方は大変かと思いますが……。

高宮部長 生物の方も、私どもは2年間くらいかけて調査をやってきております。そういうものもお持ちしたいと思っております。

太田副会長 方法書は公開されているのですか。

黒河課長 すべて公開でございます。

太田副会長 ですから、方法書の段階で……。

富士田委員 そのときにやればいいのです。それで、公式にできないのだったら、非公式でもいいのではないですか。私どもは別に委員報酬が欲しくてやっているわけではないですし、手弁当でも来ますので、これができた段階でまず一回話し合うと。その後2年間かけてこの調査をやってしまっているのですから、もう後戻りができないのは確かなのです。

太田副会長 ですから、方法書の段階で、審議会の委員ではなくて、一般市民としては言えるわけですよ。

大原委員 一般市民でも非公開でもいいのですけれども、方法書が送られてきた段階で、それこそ専門家がこれだけ集まっているのですから、現地調査をして、この方法書で大丈夫ですねというところまで行ってから準備書をつくれれば失敗はないと思います。実際に道はそういうことをやっているのです。それを1回目のときにお話しして、もう2年たってしまったのです。

富士田委員 これが送られてきたときは、一般市民として意見がありますかというお話なので、仮に私たちが個々に出したとしても、それでこれから先の調査がうまくいくかと

いうと、そうではないと思います。やはり、顔をつき合わせて、あるいは現場に行って、こういう方法でやった方がいいのではないのでしょうかという話をした方が絶対に建設的だと思います。

石川委員 とりあえず、市民意見は採用されたようなのです。ただ、決定的だったのは、きょう教えてもらったごみ処分場があったことや、エゾトミヨがいたことは知りませんでした。これは、2年前に知っていればなと思いました。

渡辺会長 事務局としては、ちゃんと手当を出すためには規則にのっとった委員会しかできないとっておられるのでしょうかけれども、今のご意見のように、それを生かすためであれば別にというのが本音だと思いますよ。手当が出ないから嫌だという方はいないと思いますので、その辺も考えていただきたいと思います。それだったらできるのですね。制度を変えなくても、非公式だったら何ぼでもできるのですからね。

高宮部長 現場も高いコンサル料を払っていますので、また後戻りするよりは、事前のところできちっと調査すべきことを決めておいた方がコスト的にもいいわけです。

渡辺会長 絶対にそう思います。

それでは、次の部会ではそういうことも盛り込んでいただきたいと思います。もう2年以上たちましたけれども、うまく機能するように、要望書を 作業をした結果、これは昆虫ではどうにもならないということが出てくると思いますので、そういうものを書いていただいて、こういうことがあるからもっと早くやった方がいいという説得力のある要望書になると思います。今さら遅いよというものがたくさんあったら、このやり方がまずいということですから、ぜひ次の部会ではそういうものを見つけていただきたいと思います。

5. その他

黒河課長 いろいろと貴重なご意見をありがとうございました。

次第の方にはその他ということでもう一項目設けておりますが、さらに何かございますでしょうか。

6. 閉 会

黒河課長 それでは、これをもちまして本日の審議会を終了いたしたいと存じます。閉会に当たりまして、私どもの高宮部長からごあいさつを申し上げたいと思います。

高宮部長 当事者になってしまいまして、どうも済みませんでした。

本日は、長時間に及ぶご審議を本当にありがとうございました。

昨年9月に諮問いたしました真駒内滝野霊園拡張事業につきましては、答申をいただきました意見をもとに、市長意見を事業者に述べたところがございます。本日ご説明申し上げましたとおり、その意見が評価書に反映されていることが確認されました。また、答申のほかに市長への要望もちょうだいしたところがございますが、特に隣接地におけます違反行為につきましては、土砂の搬出による復旧とともに、審議会のご意見を反映し、環境

復元における自然植生に配慮した植樹がなされ、事業者の対応を確認したところでございます。真駒内滝野霊園拡張にかかわる審議は、今回をもちまして終了させていただきます。ご審議を、まことにありがとうございました。今後は、事業者より市長へ事後調査報告書の提出がございますので、その都度、ご報告を申し上げます。

また、本年度の予定でご説明しましたとおり、(仮称) 屯田・茨戸通環境影響評価準備書が7月下旬にも提出される予定になっております。8月には本案件について諮問させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

黒河課長 以上をもちまして終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以 上